

国立大学法人東京農工大学寄附金受入事務取扱要項

平成16年7月14日制定

改正 平成20年7月9日

平成21年11月9日

平成23年5月20日

平成25年8月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程(以下「規程」という。)第9条の規定に基づき、寄附金の受入れ事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金申込書)

第2条 寄附金の申込みは、原則として別紙様式第1号の寄附金申込書によるものとする。

(寄附金受入決定通知書)

第3条 学長は、寄附金の受入れを決定したときは、原則として別紙様式第2号の寄附金受入決定通知書により、出納命令役に通知するものとする。

(安全保障輸出管理に関する確認書)

第4条 外国の機関等からの寄附金の受入れに際して、当該寄附金による研究成果を当該機関等へ報告しようとする場合、当該機関等へ技術指導をしようとする場合その他当該機関等へ技術を提供しようとする場合は、研究担当者は、別紙様式第3号の安全保障輸出管理に関する確認書を学長に提出するものとする。

(納付方法等)

第5条 出納役は、受け入れを決定した寄附金について、当該寄附者に対して、振込依頼書を送付し、本学指定の口座に納付することを依頼するものとする。ただし、当該寄附者が別に指定する者がある場合には、出納役は、その者に対して振込依頼書を送付し、本学指定の口座に納付することを依頼することができる。

(寄附金の経理)

第6条 寄附金の経理は、国立大学法人東京農工大学会計規則の規定によるものとする。

附 則

この要項は、平成16年7月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成20年7月9日)

この要項は、平成20年7月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年11月9日)

この要項は、平成21年11月9日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則(平成23年5月20日)

この要項は、平成23年5月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成25年8月1日)

この要項は、平成25年8月1日から施行する。

国立大学法人東京農工大学長 殿

寄附者

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者)



下記のとおり寄附します。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附の目的及び条件 研究担当者の所属先「 」の教育研究に資するため
- 3 寄附金の名称 国立大学法人東京農工大学教育研究助成金
- 4 納付の方法 振込依頼書による
- 5 研究担当者
- 6 納付希望日 平成 年 月 日  
※特にご希望がありましたらご記入ください。  
なお、お申し込みいただいてから振込依頼書がお手元に届くまでに通常数週間かかります。お急ぎの場合はご連絡ください。
- 7 参考事項（事務担当者の連絡先）※必ずご記入願います。お名刺等を添付頂いても結構です。  
ご担当者職名・氏名：  
住 所：〒  
電話番号

以 上

確認事項 本学では以下の通り取り扱っています。  
・研究担当者の異動等に伴い寄附金を移し替える場合があります。  
・寄附金の10%を管理費として使用します。  
特にご支障のある場合はご連絡ください。



別紙様式第3号 (第4条関係)

年 月 日

学長 殿

所属

職名

氏名

印

安全保障輸出管理に関する確認書

私は、〇〇〇〇(外国の民間機関等名)からの寄附金等による研究成果を当該機関等へ報告しようとする場合、当該機関等へ技術指導をしようとする場合その他当該機関等へ技術を提供しようとする場合は、国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程を遵守し、事前にその旨を届け出ることといたします。